国内募集型企画旅行条件書

＜本旅行条件書の意義＞
本書と商品別旅行条件は一体となって、旅行業法第 12 条の 4 の取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 の契約書面の一部となります。

第 1 条（適用範囲・旅行条件の明示）

1　当社（株式会社ハッカズ）と旅行者との募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）は、本書、商品別旅行条件、契約成立後に当社が交付する予約確認書面及び確定書面並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部。以下「約款」）によります。

2　「商品別旅行条件」とは、当社が各旅行の募集に際して書面又は電磁的方法により表示・交付する資料のうち、その旅行に固有の条件を記載した部分をいい、媒体や名称は問いません。当社は、旅行契約の締結前に、次の事項を商品別旅行条件により明示します。

（1）旅行の名称、目的地、旅行開始日、旅行日数、旅行日程（入場する観光地・施設、宿泊地、集合・解散の場所及び時刻を含みます。）

（2）旅行代金（区分ごとの全額）、申込金、支払期限及び支払方法

（3）旅行代金に含まれる旅行サービスの内容（運送機関、宿泊機関、食事等）及び含まれない経費

（4）取消料、最少催行人員、参加資格

（5）添乗員等の同行の有無

（6）安全・衛生に関する情報、旅行代金及び旅行日程の基準日、その他の条件

3　商品別旅行条件と本書が異なる場合は、法令及び約款に反せず、旅行者に不利とならない範囲で、商品別旅行条件が優先します。

4　旅行契約には、お申込み時点の版の本書が適用されます。

第 2 条（お申込み・契約の成立）

1　当社所定の申込書に申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金、取消料又は違約料の一部として取り扱います。インターネット等による予約の場合は、当社が指定する期間内に申込書の提出と申込金のお支払いがないときは、予約はなかったものとして取り扱います。

2　旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。当社又は当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社のカード会員が会員番号等を通知して申し込む旅行契約（以下「通信契約」）は、当社の承諾通知が旅行者に到達した時に成立します。

3　参加資格を満たさないとき、定員に達したとき、他の旅行者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき、反社会的勢力に該当するとき等、約款第 7 条に定める場合は、お申込みをお断りすることがありま

す。

4　特別な配慮を必要とする方（健康状態、障がい、妊娠、食物アレルギー等）は、お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲で対応し、そのための特別な措置に要した費用は旅行者の負担とします。18 歳未満の方のお申込みには、親権者の同意が必要です。

第 3 条（契約書面）

1　当社は、契約成立後速やかに、契約締結年月日、お申込み内容、旅行代金等を記載した予約確認書面を交付します。本書及び商品別旅行条件は、予約確認書面とともに契約書面となります。当社が手配し旅程を管理する旅行サービスの範囲は、契約書面の記載によります。

2　当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項 1 の契約書面に記載するところによります。

第 4 条（旅行代金）

1　旅行代金は、商品別旅行条件に表示した金額（年齢区分・利用人員・客室タイプ等による区分があるときはその区分の金額）とし、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。年齢は旅行開始日時点で判断します。

2　旅行代金に含まれるもの・含まれないものは商品別旅行条件のとおりです。旅行者の都合で利用しなかったサービスの代金は、原則として払い戻しません。

4　当社は、次の場合に限り旅行代金を変更することがあります。

（1）利用運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたとき（増額の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に通知します。減額の場合は減額します。）

（2）第 5 条による旅行内容の変更に伴い旅行費用が増減したとき（運送・宿泊機関等の座席・部屋等の不足による増加を除きます。）

（3）利用人員により代金が異なる旨を契約書面に記載した場合で、当社の責によらず利用人員が変わったとき

第 5 条（旅行内容の変更）

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施のためやむを得ないときは、あらかじめ理由を説明して旅行日程・旅行サービスの内容等を変更することがあります。緊急でやむを得ないときは、変更後に説明します。

第 6 条（旅行者の交替）

旅行者は、当社の承諾を得て、所定の手数料を支払い、契約上の地位を第三者に譲渡できます。運送・宿泊機関等の事情により承諾できない場合があります。

第 7 条（旅行者による契約の解除・取消料）

1　旅行者は、いつでも取消料を支払って旅行契約を解除できます。取消料は、各旅行の商品別旅行条件に定め、契約書面に明示する額とします。この額は約款別表第一に定める額の範囲内とし、同表の額を超えることはありません。商品別旅行条件で取消料を定めていない時期の解除には、取消料はかかりません。

2　次の場合は、旅行開始前に取消料なしで解除できます。

（1）当社が契約内容を変更したとき（第 12 条の表に掲げる変更その他の重要な変更に限ります。）

（2）第 4 条第 4 項（1）により旅行代金が増額されたとき

（3）天災地変、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はそのおそれが極めて大きいとき

（4）当社が定めた期日までに確定書面を交付しなかったとき

（5）当社の責に帰すべき事由により、契約書面の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき

3　旅行開始後、旅行者の責によらず契約書面の旅行サービスを受けられなくなったときは、その部分を取消料なしで解除できます。この場合、当該部分の代金から、当社の責によらない場合は既に支払い又は支払うべき取消料等の費用を差し引いて払い戻します。

4　旅行者の都合による旅行開始日・コースの変更は、解除のうえ新たなお申込みとして取り扱い、取消料の対象となります。集合時刻までにお越しにならず参加されなかった場合も同様です。

第 8 条（当社による契約の解除）

1　当社は、次の場合、理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

（1）参加資格を満たしていないことが判明したとき

（2）病気、必要な介助者の不在等により旅行に耐えられないと認められるとき

（3）他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき

（4）契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき

（5）参加者数が最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 8 日目（日帰り旅行は 3 日目）に当たる日より前に中止を通知します。

（6）スキー等で契約時に明示した降雪量等の実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき

（7）天災地変、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はそのおそれが極めて大きいとき

（8）通信契約でクレジットカードが無効になる等、決済できなくなったとき

（9）反社会的勢力に該当すること、又は暴力的・不当な要求、信用毀損・業務妨害等の行為が判明したとき

2　期日までに旅行代金が支払われないときは、期日の翌日に旅行者が解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

3　旅行開始後であっても、第 1 項（2）又は（9）に該当するとき、添乗員や係員等の指示に従わない等により団体行動の規律を乱し旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき、又は当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったときは、契約の一部を解除することがあります。この場合、未提供の旅行サービスの代金から、既に支払い又は支払うべき取消料等の費用を差し引いて払い戻します。病気等又は当社の関与し得ない事由による解除の場合は、旅行者の求めに応じて帰路の手配をお引き受けします（費用は旅行者負担）。

第 9 条（旅行代金の払戻し）

払い戻すべき金額は、旅行開始前の解除の場合は解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除の場合は契約書面記載の旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払い戻します。クレジットカード決済の場合はカード会員規約に従い、受託販売者を通じて決済された場合はその決済方法により払い戻します。これらは、損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第 10 条（旅程管理・添乗員等）

1　当社は、旅行者が契約どおりの旅行サービスを受けられるよう必要な措置を講じ、やむを得ず契約内容を変更するときは、代替サービスを手配し、変更を最小限にとどめるよう努めます。

2　添乗員等の同行の有無は商品別旅行条件に記載します。同行しない場合の旅行中の連絡方法は契約書面に記載します。

3　団体行動中は、旅行の安全かつ円滑な実施のための当社の指示に従ってください。

4　旅行中に疾病・傷害等により保護が必要と認めたときは、当社は必要な措置を講じます。当社の責によらない場合、その費用は旅行者の負担とします。

第 11 条（当社の責任）

1　当社は、旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2　天災地変、運送・宿泊機関等の事故・火災・サービス提供の中止、官公署の命令、感染症による隔離、悪天候・交通事情等による遅延・運休・日程変更、施設の臨時休業、自由行動中の事故、食

中毒、盗難、天候等による景観不良その他当社又は手配代行者の関与し得ない事由による損害は、前項の場合を除き、賠償の責任を負いません。

第 12 条（旅程保証）

1　次の表の変更が生じた場合、当社は旅行代金に表の率を乗じた変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命・身体の安全確保のために必要な措置による変更、及び契約解除部分の変更は除きます（運送・宿泊機関等の座席・部屋等の不足による変更は対象となります。）。当社に第 11 条第 1 項の責任があることが明らかな場合は、損害賠償として取り扱います。

2　変更補償金は、1 旅行につき旅行代金の 15％を限度とし、1 名あたり 1,000 円未満の場合は支払いません。支払後に当社の賠償責任が明らかになった場合は、損害賠償金と相殺します。

変更補償金の対象となる変更（契約書面記載事項の変更）	旅行開始前	旅行開始後
旅行開始日又は旅行終了日	1.5％	3.0％
入場する観光地・観光施設（レストランを含む）その他の目的地 運送機関の等級・設備のより低い料金のものへの変更、運送機関の種類又は会社名 本邦内の旅行開始地・終了地たる空港の異なる便への変更 宿泊機関の種類又は名称、客室の種類・設備・景観その他の条件	1.0％	2.0％
上記のうちツアー・タイトルに記載した事項	2.5％	5.0％

注：「旅行開始前」は旅行開始日の前日までに通知した場合、「旅行開始後」は当日以降に通知した場合をいいます。確定書面交付後は確定書面を基準とします。1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として計算します。運送機関の会社名の変更は、等級・設備がより高いものへの変更を伴う場合は対象外です。

第 13 条（特別補償）

1　当社は前項（当社の責任）が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集 型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に損害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する 損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済み のフィルムは補償いたしません。 ※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用され ません。

2　旅行者の故意、無資格運転・酒酔い運転中の事故、地震・噴火・津波、日程外の危険な運動（山岳登はん等）による傷害、及び現金・クレジットカード・乗車券類・コンタクトレンズ等の損害、置き忘れ・紛失等は対象外です。

3　当社の手配による旅行サービスを一切受けない日を契約書面に明示した場合、その日は補償の対象外です。当社が賠償責任を負う場合、補償金は損害賠償金に充当します。

第 14 条（旅行者の責任）

1　旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、その損害を賠償していただきます。

2　旅行者は、当社から提供された情報を活用し、旅行契約の内容を理解するよう努めてください。

3　契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地で速やかに当社、手配代行者又はサービス提供者にお申し出ください。

第 15 条（個人情報の取扱い）

当社及び受託販売者は、お申込み時にいただいた個人情報を、旅行者との連絡及び旅行サービスの手配・受領に必要な範囲で利用し、運送・宿泊機関等、手配代行者、保険会社等に必要な範囲で提供します。外国にある第三者に提供する場合は、法令に従いあらかじめ同意を得ます。その他の取扱いは、当社の個人情報保護方針によります。

第 16 条（その他）

1　当社の旅行を他の旅行業者等（受託販売者）がお申込みを受け付ける場合も、契約の当事者は当社です。受託販売者の名称・所在地・登録番号は、受託販売者が交付する書面に記載します。

2　個人的な案内・買物の依頼、旅行者の傷病、忘れ物の回収、別行動の手配等に要する費用は旅行者の負担とします。

3　本書に定めのない事項は約款及び法令によります。約款は当社営業所で閲覧でき、ご希望によりお渡しします。

第 17 条（ご旅行条件の基準）

この旅行条件は、2026 年 4 月 1 日を基準としています。

各旅行の旅行代金・日程の基準日は商品別旅行条件に記載します。

株式会社ハッカズ　【北海道知事登録旅行業第 2-863 号】

〒060-0806　札幌市北区北 6 条西 6 丁目 2-12 第 1 山崎ビル 308 号